

第 8 1 5 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 3 年 4 月 1 9 日（火）午後 1 時 3 0 分から
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第 8 1 2 回教育委員会会議録及び第 8 1 4 回教育委員会会議録の承認について

4 第 8 1 5 回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

（1）東日本大震災の現状及び今後の取組について

（2）県立中学校平成 2 4 年度使用教科用図書採択に関する基本方針について

（高 校 教 育 課）

6 専決処分報告

職員の人事について

（総務課・教職員課）

7 課長報告等

（1）平成 2 3 年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について （特別支援教育室）

（2）利府支援学校富谷校の開校について （特別支援教育室）

（3）平成 2 3 年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について （高 校 教 育 課）

（4）平成 2 3 年 3 月高等学校卒業者の就職内定状況（3 月末現在）について （高 校 教 育 課）

8 資 料（配付のみ）

平成 2 2 年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について （スポーツ健康課）

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉 会 宣 言

第 8 1 5 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 3 年 4 月 1 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

大内理事兼教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 1 2 回教育委員会会議録及び第 8 1 4 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 1 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 勅使瓦委員及び青木委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 東日本大震災の現状及び今後の取組について

(説明者: 教育長)

東日本大震災の現状及び今後の取組については, 3 月 3 1 日の臨時会で御報告申し上げているが, それ以降に明らかになった被害状況と, これまでの対応及び今後の取組について御報告申し上げます。

まず, 「1. 被害状況について」, 本日, 午前 9 時現在の人的被害については, 公立学校幼稚園の幼児・児童・生徒 2 7 0 人, 教職員 1 5 人の尊い命が失われているものである。また, 安否不明についても, 幼児・児童・生徒が 1 0 5 人, 教職員が 3 人となっている。(2) 施設被害については, 公立学校施設で約 7 6 6 億円, 社会教育施設で 2 4 8 億円, 合計で約 1, 0 1 4 億円にのぼっており, 今後さらに調査が進み, また文化財の被害も明らかになるにつれて, さらに大きな被害額になることが見込まれている。(3) 県立学校等への避難状況については, 4 月 1 8 日現在で県立学校等 1 1 施設が避難所となっており, 2, 1 7 0 人の避難者が入っている状況である。

避難所となっている県立高校の状況について, 避難者は体育館や武道場などの施設にまとまっており, 教室を使用しているケースはないものである。手狭な状況とはなるものの, 教育活動について工夫しながら, 学校を再開することは可能であると考えている。今後も避難者に配慮しながら対応していくものである。

次に「2. 県立学校について」, まず (1) 県立高等学校の①これまでの取組と対応について, 前回の報告に係るもの以外としては, 教育課程編成についての基本的な考え方を各県立高校に示したほか, 各県立高校の始業式, 入学式の日程を 4 月 1 3 日に公表しており, ほとんどの県立高校で 4 月 2 1 日をその日としている。「県立学校支援チームの派遣」としては, 現在まで被害の大きな 1 1 高校に対して比較的被害の小さい学校から教職員を派遣し, 業務全般の支援を行っているところである。②今後の支援策については, 4 月 1 日に被災者教育相談フリーダイヤルを開設しているが, 高校に関しては, 4 月 1 8 日までに 2 7 1 人の方から

相談が寄せられている。内容は、学校再開や転学に関する相談が多い状況となっている。③学校再開に向けた取組について、全ての県立高校において、4月21日からの学校再開に向け、生徒の安否確認をはじめ、校舎・施設、ライフライン、通学手段等の総点検を実施したところである。特に被害が大きかった名取市の県農業高校、気仙沼市の気仙沼向洋高校、石巻市の県水産高校、及びライフラインの復旧の目処が立っていない南三陸町の志津川高校については、隣接地区等の高校の施設を利用して早期の学校再開を図ることとしており、その借用する学校名を公表し、生徒・保護者に説明をしているものである。

次に、(2) 県立特別支援学校について、②学校の再開については、4月14日に始業式及び入学式の日程を公表しており、一部を除き、4月21日の始業としているものである。

続いて、「3. 市町村立学校について」、(1) 児童生徒の心のケアについては、保護者を失った児童生徒の将来にわたるケアを行うため、新たにスクールソーシャルワーカーの活用を図ることとしている。(2) の教科書及び学用品の給与等については、学校の始業に間に合うように準備を進めてきたところ、その目処がつき、順次配付を行っているところである。(3) 市町村教育委員会への支援について、被害の大きい沿岸部の市町教育委員会に、既に指導主事及び事務職員を派遣しているが、今後の予定を含め、指導主事等32人、事務職員6人を派遣することとしている。(5) 被災者教育相談フリーダイヤルについて、小中学校では、4月18日までに195人の方からの相談を受けており、転学や就学支援に関する相談が多く寄せられているところである。

続いて、「4. 甚大な被害を受けた沿岸部の学校に対する人的支援について」、①被災地の学校職員に係る兼務発令については、560人を予定していたところ、具体的な調整の結果、576人に兼務発令を行ったものである。②緊急学校支援員の配置については、4月18日現在で33人を任用しているところである。

次に、「5. 学校以外の教育関係施設等について」、(1) 社会体育施設は、県立施設・市町村立施設共に被害を受けているが、一方では避難場所などにも利用されているところである。県総合運動公園などは、各種支援活動の拠点として利用されてきており、現在も、遺体安置やヘリポートなどに利用されている。(2) 社会教育施設の①県立施設について、施設被害の比較的軽微な「蔵王自然の家」は、5月上旬の再開に向け準備を進めており、「美術館」についても、佐藤忠良記念館が5月上旬、本館の常設展示が7月上旬、「図書館」は5月中旬、「東北歴史博物館」は4月26日の開館を目指し、それぞれ準備を進めているところである。

次に、「6. 学校の再開に向けた取組について」、まず、(1) 転校・転学について、県立高校及び小中学校いずれについても、受入れ手続きなどを可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに対応しているところであり、県立高校の第1回目の転入学考査を、4月12日から20日までの期間、各県立高校で実施している。また、他県への転校・転学に当たっても、受入れに係る弾力的取扱いについての協力要請を、全国の都道府県教育委員会あてに送付しているところである。(2) 通学手段の確保については、学校を始めるうえでの大きなポイントであることから、生徒の現状把握や関係機関との調整を図ってきたものであり、4月11日にJR東日本及び宮城交通に要望書を提出し、始業日を念頭に置いた再開を依頼したところである。

また、校舎移転により移動を余儀なくされる高校生については、一定期間バスによる送迎を行うこと等により、通学手段の確保を図ることとしている。市町村立小中学校の児童生徒についても、遠距離通学を余儀なくされるケースも見込まれることから、文部科学省に対し、通学手段確保のため、被災地におけるスクールバス等の運行に係る補助について要望しているところである。

次に、(3) 被災した教職員に対する総合的な支援について、学校の正常化のためには、自らも被災するなど厳しい環境の中で学校現場を支えている職員への支援も不可欠である。既に心のケアを目的としたカウンセラーを派遣しているが、被災地における住居の確保についても検討を行っている。

最後に、「7. 他都道府県等からの支援について」、(1) 他都道府県等からの支援物資及び支援職員の派遣では、既にスクールカウンセラー、教員、養護教諭、応急危険度調査のための職員派遣を受けているものであるが、今後も被災地の具体的なニーズに応じ、教職員の派遣を受ける予定としているものである。(2) 被災者受入の申出については、他都道府県教育委員会等からの被災地の児童生徒等の受入申出の情報を、市町

村教育委員会に情報提供しているものである。(3) 文部科学省からの支援については、4月4日の笹文部科学大臣政務官の視察時に、文教施設等の復旧支援や学校現場正常化への支援等を要望しているものである。

以上が現時点での状況となるものであるが、前回の御報告以降、始業等の日程や体制がほぼ固まり、一部小中学校においては既に始まっているところもあるが、大半は21日以降の始業に向け、最終準備段階に入っているものである。今後、解決しなければならない課題は山積しており、一つ一つ着実に、かつスピード感を持って取り組んでいきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐 竹 委 員 学用品・教材等について伺いたい。宮城県学校用品協会とかユニセフ、NGO等の各種支援団体、企業の方々からの支援を受けているとのことであるが、それは十分に間に合う状況となっているのか。加えて、中学高校生であると「制服」もあると思うが、それについて何か対応しているところはあるのか。

スポーツ健康課長 学用品については、ランドセル、ノート、鉛筆、消しゴム等をセットにし、4000セットの配付を予定しているものであり、21日の始業式に向けて、順次、配付を進めているところである。学校現場に配慮し、ランドセル等を単独で配付するのではなく、スクールバックやシューズケース等を詰め合わせたり、消毒剤とフェイスマスクをパッケージにしたりしている。

また、学校現場が必要とするものを配付するため、ユニセフ等の支援団体との連絡調整会議を毎週開催し、対応しているところである。この情報は、「私学」とも共有しており、必要な協力を行う準備は整っている。

教 育 長 制服については、災害救助法の給与対象となっていないため、実態としては、各学校の卒業生に提供を求めるといった対応が多いものである。

勅 使 瓦 委 員 今回、避難所になっている学校の学校長と意見交換をして感じた点がある。現時点でも、学校長は自宅にほとんど帰っておらず、自宅が被災していても、家族だけに任せているという状況で、学校長は、学校での避難所対応と学校の再開業務に忙殺されている。今回の災害はその規模が大きすぎるといことで、市や町の行政が、避難所運営に人手を出せない。出せても一つの避難所で3名いればいいほうという状況である。

これからの学校再開、その後の新年度の学校運営のことを考えると、そのような状況にある学校長、そして教職員の負担を少しでも軽減しなければ、学校が立ちゆかなくなると危惧している。被災市町には、その余力がないと思うので、もう少し、被害の少なかった市町村から避難所運営への支援について、県から要請できないだろうか。

教 育 長 県立高校については、教職員が避難所対応にエネルギーを割かれるという状況には、ほとんどなっていないと認識している。しかしながら、小中学校については、まだまだ避難所対応が大きなウェイトを占めている傾向にあると認識している。今回は、非常に大きな災害であったため、本来、避難所対応を行うべき市町村職員の手が回らない事態となっており、その結果、学校の教職員が相当程度、避難所運営に関わらざるを得なくなっていることから、円滑な学校再開に向け、その部分を早期に状況改善していかなければならない。

そこに対して、県教委としては、前回の委員会でも御説明したが、被災地の学校に教職員を手厚く配置するという人事異動を行い配慮しているが、他の学校から可能な限り、被災地の学校に応援に行く、あるいはそもそも避難所を、できるだけ学校以外の場所に集約するといった各市町村としての対応が必要であると考えている。

ただし、現実問題として、避難所となっている学校以外のところに移ることが出来な

いという住民の方は多く、そこにも配慮は必要であるため、避難所の集約や学校の再開という部分は、各市町村の判断に任せるということになる。もちろん、必要があれば、機会を捉えて、県教委から各市町村に呼びかけを行いたい。

佐々木委員 避難所のことについてである。これは教育委員会の問題というよりは、災害対策を所管する事務部局の話になるかもしれないが、検討をお願いしたいことがある。

各地域には指定された避難所があるが、その指定というのが単なる場所についてだけであり、避難者が来たときの援助の備えが何もないと、今回強く感じた。

と言うのは、ある避難所について、飲料水がなく、霧吹きだけというところがあった。口を開けて、順番に霧吹きを2回だけかける。1日の食料は、乾パン2つと霧吹きが2回だけというのが1日の支援内容だったという避難所がある。

避難所というのは、その場所に行けば、色々な救援を受けることが出来る場所であり、そこに何も無いというところは、避難所とは呼べないと思う。これは、教育委員会の問題ではなく、それこそ日本全国の災害対策に関わる問題点であり、今回被災した私たちだからこそ、発信しなければならない重要なポイントではないかと思う。

そこに行けば、水、食料、暖をとるものが確保されており、ある程度の生活が維持できる状況にしてこそ、避難所として指定すべきではないかと、私は、今回痛感したところである。学校が避難所になり、教育委員会としてその現実を目にしたということもあるが、是非もう一度、その部分について再確認と検討をお願いしたい。

もう一点。学校の教職員は、子どもたちや地域の人をよく知っていることから、救援活動を行うのは当たり前と思われているかもしれないが、それは、やむなくそのような状況になってしまったものであり、本来、救援活動をする人たちではない。災害となれば、その地域の人たち、町内会の人たちも含めて、みんなで助け合って活動するという部分の準備が足りなかったのではないかという気がするものである。

今後、マグニチュード8クラスの地震が想定されており、学校がまた避難所になる可能性が十分にあると思われるので、最低限の生活物資を確保しておいてこそ「避難所」であるということと、運営を学校の教職員にのみ任せるとはせず、支援者がその場で活動できる体制があつて初めて、避難所に指定できるという仕組みをお願いしたい。

教育長 学校については、あらかじめ避難所として指定されている学校と指定されていない学校がある。あらかじめ指定された学校については、ある程度の備えがあり、各市町村の地域防災計画に位置付けられていることから、実際に避難所として利用されるという状況になれば、市町村職員がその業務に当たるという想定になっているものである。

しかしながら、今回はあまりにも大きな災害となったため、あらかじめ指定された避難所であるかどうかに関わりなく、住民の方が、とにかく避難できる場所に避難したというのが実態である。そのため、指定避難所ではなかった場所では、その対応に非常に苦慮するという事になったもので、これは一つの教訓として、今後について検討する上での材料にしたいと考えており、心していくべきものと思っている。

青木委員 避難所となった学校の指示・命令系統は、校長先生が代表者となるのか。教職員が避難所で行っている支援業務は、いわゆる業務範疇にあるものと考えられるのか。

私自身、発災の翌日12日に、帰宅できないという人たち3人をお願いするため、連れだって石巻高校に行ったのであるが、「はて誰にこの話をすればいいのだろう。」とわからない状況にあった。

教育長 はっきりとした区分について承知していないところであるが、指定避難所である学校においては、被災し避難者が発生した際には、当該市町村の職員が避難所対応を開始す

るまでの間は、その学校の教職員が避難者対応の責任を有することになると思われ、その限りにおいては、学校長が責任者になると考えられる。

青 木 委 員

避難所の運営代行をするのだと思うが、先ほどの話の続きで、教員らしき人に「この人たちがここに避難したいと言っている。」と申し出たら、「その辺の空いているところに行って。」みたいな対応であった。その後になり、避難者の名簿を作成したと思うが、最初から受付をするという手順があって然るべきではなかったかと思っている。

それがなかったため、避難者がバラバラに安否状況の張り紙を始めたと思うものであり、「代行」するのであれば、その部分のマニュアルがあったほうがよい。その結果、避難者の場所については、避難所内での場所の割当が指示されなかったため、先に避難した人たちがいい場所を取って、後からの避難者は、申し訳なさそうに場所の悪い狭いところに入っていくという、陣取り合戦のようになってしまっていた。

加えて、何日かして、支援物資を学校に持参したところ、これも誰に話をすればよいかわからない状況であった。結局、応対してくれた教員に渡して終わりというもので、その中でどのように差配されていたりするのか情報が無い。何が足りなくて何が必要なのか、聞く教員によってまちまちで困ってしまったものである。

この物資に関しては、同じ避難所の中で、行き渡っている人とそうではない人がいるという話を聞いたので、そこでもシステマティックな動きになっていない。その時点では、避難所の運営を教員が、本来業務でしているのか、代行なのか、ボランティアなのか全く分からないため、とにかく教員に話をするという状況で、うまく機能していないという印象であった。

教 育 長

指定避難所である学校、そうではない学校のいずれにしても、現実には避難者を目の当たりにすると、全てが全体的確な対応ができていくかという点、ほとんど経験したことのない業務になることから、戸惑いながらの対応であったとは感じている。委員御指摘の部分については、今後の反省点として生かしていきたい。

ただ、全体的には、ただいま例に出た石巻高校での避難所運営は、適切に行われていたと思うところである。発災直後は、御指摘の部分での混乱はあったと思うが。

委 員 長

それは、教員の本来業務のようなこととなるのか。私は、仙台市内の避難所をいくつか見て回ったが、行政区長や地域のNPO活動の人たちがリーダーシップを発揮していた。むしろ、学校の教員が中心になることのほうが多いのか。

教 育 長

本来業務であるかという部分は別として、避難所で対応すべき市町村職員が十分でない場合には、教職員が中心になって避難者への対応を行わざるを得ないということが実情であり、そういう面では、今回の震災に当たって、学校の教職員は本当に一生懸命な対応を行ったと評価するものである。

佐 竹 委 員

想定外という規模であり、やむを得ないことはあると思うが、未曾有の災害ということも踏まえたマニュアルがあったほうが良いと考える。

人事に関して伺いたい。今回の震災では教職員にも多くの犠牲者を出してしまったが、その補充の状況について、どのような動きになっているのか。前回の委員会では、講師の任用や、退職者のボランティアを募るような話があったと記憶している。その状況を伺いたい。

教 職 員 課 長

教職員の体制確保について、現在、国に対し、教職員の追加配置を要望しており、間もなく、国からの回答が来るものと考えている。前回の委員会では、「その追加配置定数を得れば、講師を任用して。」という話をさせていただいたが、県内の人材には限りがあり、その対応だけでは充足しないであろうと考えている。これについては、他の都

道府県教育委員会から、「教員派遣」の支援申出を受けていることから、現在、教員の派遣を受け入れる方向で、具体の学校、教科について調整中である。できれば、5月の連休明けから、他県からの教員派遣を受け、講師の任用も行いつつ、現場である学校の体制確保を図っていきたいと考えている。

退職者については、「緊急学校支援員」という枠組みの中で、現在、33名の方を任用している。予算上60名ほどを予定しているが、今は33名という数字である。このほかに、「ボランティアで」という申出を大勢の退職教員から受けており、学校現場の手伝いをしていただいているところである。

勅使瓦委員

今回の震災後に行った県の教職員の人事異動の件について、あるテレビ番組において非常に残念な内容の放送が行われたことから、それについて伺いたい。

4月1日に、TBS系列で『金スマ』という番組があった。宮城県教育委員会が教職員の人事異動を、あたかも強制的に「4月1日付けでしなさい。」と言ったというような内容の番組となっていた。そうとしかとれない内容であった。これを見た県内のたくさんの方の知人、保護者、教育に関して見識のある方たちから、「放送の内容が、県教委からの発信文書や3月下旬の新聞報道内容と全く違うことになっている。どういうことであるのか。」と問い合わせを受けた。逆に言えば、「事実と相違する内容であり、強く抗議をするべきではないか。」というような話まで受けた。

そのテレビ番組を見た人は多いと思うが、『金スマ』というバラエティ番組ではあるものの、まず4月1日という時期は、被災地が各学校を正常化しようと、一生懸命に頑張っている最中のことであり、県教委としては、「異動発令のあった教員は、被災地にそのまま留まれるという兼務発令」を出しているにもかかわらず、そのことが一切放送されない偏った放送が行われた。その結果、被災地の学校の保護者たちの中には、あの番組を見て、さらに不安に駆られるという状況にもなった。このTBSに対して、県教委から抗議、この抗議という表現が適切かどうかは別として、そのような手続きを取ったのかどうか伺いたい。

加えて、その番組の中で取材に応じていた教職員組合に対して、最終的に、某教育評論家が、「宮城県教育委員会は何様だ！」的な内容のことを言っている。もし、この教職員組合が偏った情報を伝えていたとしたら、それにより色々な人たちの不安を煽ってしまった結果になっており、これは相当な問題があると考えられるものである。このことについて、県教委として、教職員組合側に対して、抗議なり申し入れをしたのかどうか伺いたい。

教 育 長

ただいま御指摘の話にあった放送局は、TBSテレビであり、一部の関係者だけに取材を行い、当事者である県教委への取材、あるいは事実確認を一切行わないで、県教委を一方向的に批判する内容の放送を行ったものである。

そこで放送された内容は、被害の大きかった地域の教職員であっても、児童生徒を置き去りにして、4月1日付けで一斉に新任校に異動させるというもので、そのようにしか受け取れない内容のものであった。兼務発令によって一定期間、実質的に異動を凍結させる措置や緊急学校支援員の任用など、今回の震災を受けた学校に対する県教委としての取組の趣旨が全く無視されたものであり、極めて遺憾に思っているものである。

この放送により、被害の大きかった地域の保護者や子どもに対して、誤解と不安を与えたのみならず、全国から数百件以上の誤解に基づく抗議が、電話等で殺到する事態となり、担当課である教職員課では、放送のあった4月1日の夜から数日間にわたり、本来の業務の実施ができなくなってしまったものである。

その対応としては、4月2日、県のホームページに県教育委員会としての見解を掲載するとともに、TBSテレビに対しての抗議と本県の取組の趣旨説明を行ったものである。その結果、4月2日に放送された別の報道番組の中で、「被害の大きい地域の学校の職員については、事態が落ち着くまで現地にとどまって子どもたちのケアを続けることになっている。」といった内容が簡単に紹介されるとともに、そのような内容について、放送番組であった『金スマ』のホームページ上に、「お知らせ」として掲載されたところである。

今回のTBSテレビの番組は、ごく一部の情報だけにに基づき、全国の視聴者に誤解を与える内容の放送を行ったものであり、その番組制作の姿勢は、反省して然るべきであると考えられるものである。先ほど申し上げたように、TBSテレビとしても、同番組のホームページ上ではあるが、事実上、放映内容を否定する「お知らせ」を掲載しているものである。ただし、その「お知らせ」の表現について、反省を意味するものとして十分かどうかという部分はあるが、それはそれとして、いまは、県教委として本来やるべき業務に全エネルギーを注ぐことを優先すべきであると考えられるものである。

なお、番組中の教育評論家と教職員組合との間で、どのようなやり取りが具体的にあったのか、あの番組の放送内容だけからは把握できないことから、教職員組合に対して特段の対応は行っていないものである。

勅使瓦委員

私もそのホームページを見ているが、掲載されている内容は、県教委が出している内容を、ただそのまま掲載しているだけで、間違った放送に対する「お詫び」という部分が全くなかったので、「これで本当にいいのか。」という疑問が残っている。テレビの放送ということで、色々な部分がカット編集されているということもあり、教職員組合がどのような内容を発したのかという部分については、一概には言えないかもしれないが、非常に残念な一件であったと思っている。

このような災害の事態において、県教委が、被災している学校の状況をさらに悪くしようとすることを行うはずがない。確かに満足してもらえない部分もあるかもしれないが、いまできる最善の方法を、その都度考えて実施しているわけである。震災直後でみんなが一生懸命に頑張っていこうとしているときに、あのような偏向した放送が行われたということについて、非常に憤慨したし、残念でならない。

佐竹委員

この騒動の原点は、「他県では人事異動を凍結したところもあるのに、なぜ宮城県ではそれを実施したのか。」というところにあると思っている。私自身も最初のうちは、人事異動が発令されると聞いたとき、「なぜだろう。」という素朴な疑問が生じたし、そこにはどのような考えが働いたのかという気持ちであった。

「人事異動を行うことが、いま最善のことである。」という事務局の本当に強い意志を感じることができているので、再度、その部分を話していただければ、この一件も収束するのではないかと思うので、よろしくお願ひしたい。

教職員課長

今回の人事異動の実施に当たっては、内部でも「凍結する。」という考え方は、確かに存在していた。しかしながら、本県の被災状況は、他県と比べても格段に大きく、被災した学校数も非常に多いということ、そして、被災した学校において教職員が不眠不休で避難者の支援に当たっており、身体的そして精神的にも非常に過酷な状況に置かれているという状況を、私たち自身も目の当たりにしていたところであるし、直接、見に行くことができないところの学校長からも、悲鳴のような声が届いていたところであった。

そこで、人事を凍結する、すなわち現在の体制のままに対応してくれということが、

本当にいいことなのかという議論が行われたものである。児童生徒の心のケアを確保するため、現在の教職員には残留してもらいたいと思いつつも、人的な体制を強化しなければ、学校の再開どころか、現在の教職員が倒れてしまうという危機意識があったものである。そこで、むしろ人事異動の機会を捉えて、赴任可能な教職員は4月1日付けで被災地の学校に行く。そして、それぞれの学校の実情があることから、被害の大きかった学校から転任予定となった教職員には残ることができるための兼務発令を行ったものである。

この兼務発令は、各市町村教育委員会の要望に応じ、児童生徒の心のケア、当面の避難所の支援、あるいは学校再開に向けた業務の支援などを趣旨として、県教委として柔軟に発令したものである。今後、解除していく段階に入ってくるようになると思うが、その際にも、その趣旨に立ち返り、市町村教委の申出に応じて、個別にそして柔軟に、事情等を確認しながら対応していくものである。

佐竹委員 県教委が一方的に異動発令等を行ったのではなく、被災地の学校現場等にいる人たちと連携し、意思疎通も図り、十分に調整した上のことであるにとらえてよいか。

教職員課長 異動の発令に当たっては、当然、各市町村教育委員会に対して説明を行っている。その一方で、被害の比較的少なかった内陸の市町村にとっては、今回の異動発令によっては、人的に手薄になるという地域が生じてくることから、該当する市町村の教育委員会に対しても、丁寧に説明を行い、理解を得ているところである。

佐々木委員 兼務発令の解除は、各市町村の教育委員会の判断を尊重すると、前回の教育委員会で説明されているが、現状において、兼務発令の解除が行われた、つまり事実上、前任校から転任したという教職員や学校はどのくらいあるのか。把握しているのであれば伺いたい。

教職員課長 まず、兼務発令の解除については、各学校の学校長が児童生徒、教職員の状況を十分に押さえて、市町村教育委員会とコミュニケーションをとり判断を行っていただくこととし、県教委としては、その実態に合わせて兼務発令の解除を行うものと考えている。

現状として、学校の再開という段階に入ってきているが、事実上赴任が行われた部分の数量的な把握は行っていない。ただし、県教委が兼務発令を解除したというものは、現在のところない。

これまでは春休み期間中であつたということもあり、異動元の学校で、その再開に向けた業務に従事していたことと思うが、徐々に避難所となっている学校も少なくなつてきており、今後は、子どものケアという面で関わりを残すということが出てくると考えている。学校の実情に応じたニーズに合わせて、兼務発令の解除がいいのか、あるいは赴任後であっても、異動元の学校にいる児童生徒との関わりを残すため、しばらく兼務発令を継続すべきであるのか、コミュニケーションを取りながら、柔軟に対応することとしている。

佐々木委員 実際のところとして、異動が行われたわけではないのに、4月1日で強引に異動させられるという誤解が生まれたということになるのであろうか。同じ宮城県の教職員であるのに、そのようなテレビ放送が行われてしまうような説明をしてしまった教職員がいたということは、非常に残念なことである。

教職員課長 補足申し上げる。兼務発令のない教職員については、この4月1日付けて異動しているところである。また、個別の話であるが、兼務発令者であっても、当人の家族の状況、当人の体調の状況を踏まえて、4月1日付けで赴任をしたというものもあり、これはやむを得ないことであると考えている。

また、県内の新聞、テレビ局等の報道各社には、この教職員の異動について当初から丁寧な取材をしていただき、正確に報道をしていただいたことから、県内では、その部分の事情についての理解が適切に浸透していると思っている。

(2) 県立中学校平成24年度使用教科用図書の採択に関する基本方針について

(説明者：教育長)

資料は1ページとなる。平成18年12月の教育基本法の改正を受け、平成20年3月に小中学校の学習指導要領が改訂され、平成24年度からの中学校での全面実施を目前にして、本年度は中学校教科書の採択時期に当たっているものである。

文部科学省では、平成21年3月に「教科書の改善について」通知を発出し、教科書採択に当たっては教科書の装丁や見栄えを重視するのではなく、内容を考慮した十分な調査研究が必要であるなど、教科書の取扱いについての留意事項を示しているところである。

本県では、県立中学校の教科書採択は、これまで教育長の専決処分としていたが、この国の通知等を踏まえたよりの確な採択を行うため、各県立中学校はじめ教育庁内の関係組織で適切に教科書の研究を行った上で、8月の教育委員会定例会で議案として教科書の採択案を示し、十分な御議論をいただき決定するという手続きを踏みたいと考えているものである。

具体的な内容については、高校教育課長から御説明申し上げる。

(説明者：高校教育課長)

まず、県立中学校の教科書採択に係る基本的な考え方を御説明申し上げます。

新しい学習指導要領では、改正教育基本法等を踏まえた改訂が行われ、現行の学習指導要領から「生きる力」を育むという理念が引き継がれ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な時間の確保などが主な要点となっているものである。

こうした点を踏まえた今般の教科書改訂では、質・量両面で格段の充実が図られることとなり、多面的・多角的な考察に資する構成、中立でバランスの取れた記述や生徒が意欲的に学習に取り組むための編集上の配慮や工夫が、これまで以上になされることとなったものである。

本県の県立中学校使用教科書については、このような点を考慮しつつ、文部科学省からの通知に則して、教育基本法等の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、「宮城県教育振興基本計画」などにより、宮城県ならではの視点を持ちながら、教科書の内容に力点を置いた調査・研究を行い、適切な採択を目指していくこととしている。

次に、基本方針の1番について、教科書の採択案を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」に基づいて作成することを示したものである。2番から4番までは、県立中学校に設置する教科用図書選定調査委員会に関する内容である。4番では、選定調査委員会の目的を示しているものである。

従来は教育長の決定した基本方針に基づき、県の教科用図書選定審議会が答申する採択基準と採択選定資料を踏まえ、中学校用教科用図書目録の中から併設型中高一貫教育を行う各校にふさわしい教科書を選定し、採択案を作成していたものである。今回の採択からは、選定調査委員会は教科書の研究と各校の選定希望のとりまとめを行うこととした。従来は「学校で採択案を作成し、それを教育委員会に申請する。」という表現としていたが、教科書採択の権限と責任はあくまで県の教育委員会にあるということを明確にするために、「学校からの選定希望の提出。」という表現を取ることとしたものである。

5番について、各学校から出てきた選定希望やその理由を、教育庁内に設置される審査委員会で審査した上で、教育長が教育委員会に提出する採択案を作成するというものである。6番は、先ほど教育長から申し上げたように、県立中学校の教科書採択については各委員の皆様には十分な御議論をいただく必要があるとの

判断から、教育長の専決処分とはせずに、教育委員会の議事とすることを謳ったものである。

御説明については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員 感じた点である。どのように教科書を選択するのかという部分に関わるということは、非常に有意義であると思う。どのような選択方法で、非常に手間のかかることであると思うが、私としては、そこに关われるということは感謝したいし、非常に嬉しく思っている。

佐 々 木 委 員 教科用図書選定調査委員会、教科用図書選定審議会と教育委員会との手順、流れを伺いたい。学校での選定、この教育委員会での流れについてである。

高 校 教 育 課 長 中学校では、学校内に「教科書選定調査委員会」を置き、教科書の見本をよく見て、その内容を吟味し、希望をまとめる作業をすることとなる。

その前提としては、県教科用図書選定審議会において教科用図書の選定基準と選定資料を作成していただき、その内容を県立中学校に送付を行う。学校では、それを基にしながら、併せて実際の教科書の見本を点検し、調査・研究をした上で、使用する教科用図書の希望をまとめ、県教委に提出してもらう。教育庁内では、別途、その学校の資料を基に、内容をさらに審査し、取りまとめた上で、教育委員会に議案として提出を行い、審議をいただくという流れになる。

9 専決処分報告

職員の人事について

委 員 長 専決処分報告については、非開示情報が含まれていることから、その報告については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この報告について秘密会とする。

なお、秘密会での報告は、次回教育委員会の開催日程決定後に行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

10 課長報告等

(1) 平成23年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(説明者：特別支援教育室長)

資料の1ページを御覧願いたい。まず、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校、山元支援学校の5校の高等部については、第一次募集の受検者38名のうち、36名が合格している。不合格者の2名は、両名とも山元支援学校の受検者であり、この2名は過年度卒業生となっている。第二次募集については、視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校、いずれの学校においても出願者はなかったものである。

次に、知的障害の特別支援学校高等部について、第一次募集での合格者284名であるが、岩沼高等学園及び小牛田高等学園は募集定員を超える出願者があり、両校合わせて不合格者数は19名となっている。この19名の進路については、〈付記〉に記載のとおり、17名が県立知的障害特別支援学校の第二次募集に出願し、いずれも合格したものである。残りの2名については、私立高校に1名が合格、公立高校に1名が受検し不合格となっている。この1名について、卒業中学校を通じ、進路について確認中である。

その他、名取支援学校では入学辞退者が2名いるが、震災後の父親の勤務先変更、及び転居等によるものである。

次に、専攻科については、第一次募集で視覚支援学校に9名が、聴覚支援学校には4名が合格している。

いずれの学校においても、第二次募集への出願はなかったものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員 山元支援学校の不合格者というのは、過年度の卒業生とのことだが、再び受検してきたということであるのか。

特別支援教育室長 当該受検生が山元支援学校中等部を卒業したときには、まだ高等部が設置されていなかったため、中学部の卒業後は継続して、国立病院機構宮城病院に入院しており、その後、高等部の設置に伴い、受検をしているものである。

佐々木委員 通常の中学校を卒業した子どもたちの中には、高校へ進学せずに就職をしたり、家事手伝いに入ったりなどという選択があり、そこには一定数の数がいると思うが、支援学校の中学部を卒業した子どもたちは、全員、高等部等に進学するのが、常ということになるのか。

特別支援教育室長 募集定員の総計を御覧願いたい。知的障害では408名の定員があるが、これは中学部を卒業し、支援学校高等部に進学を希望する子どもたちを受入れることができるようにしているものである。

現実的な話としては、支援学校中学部を卒業した時点で、進学以外の進路が決定するということは難しいものである。

佐竹委員 前年度と比べて、入学者数はどのようになっているのか。

特別支援教育室長 昨年度、知的障害では、受検者363名に対して入学予定者が299名であり、全体では、受検者が398名に対して入学予定者が355名であった。

佐竹委員 支援学校の狭隘化ということが問題になっており、様々な施策をとってきていると思うが、全体の生徒数は横ばいになっており、スペース的な部分では緩和していると考えていいのか。

特別支援教育室長 昨年度は、小牛田高等学園と岩沼高等学園で、不合格者が30名近く出ているが、今年度、小牛田高等学園では、定員16名のところ18名合格させており、岩沼高等学園についても、定員48人に対して、学校の自助努力で目一杯入学させている現状である。狭隘化の面で見ると、小中高全体では昨年度比で各20名程度、光明、名取支援学校の児童生徒数が、昨年度より20名ずつ増加しているものである。

佐竹委員 申し訳ない。その数字でいくと、「スペース的に狭隘化の部分は大丈夫であろうか。」という意味について伺いたかった。

特別支援教育室長 失礼申し上げた。次の課長報告(2)で説明の予定であった。平成23年4月から、利府支援学校の富谷校を開校し、17名が在籍することとなる。

支援学校については、教育環境整備計画を策定しており、仙台圏域に新しい特別支援学校を建設予定であり、その計画の中で、抜本的に学校の狭隘化について改善を図っていくこととしている。

(2) 利府支援学校富谷校の開校について

(説明者：特別支援教育室長)

資料の2ページを御覧願いたい。まず、「1. 概要」について、昨年12月の学則変更の際に御承認いただいた富谷町立富ヶ丘小学校内の空き教室を改修した利府支援学校富谷校が、4月に開校するものである。分校として3校目、県立支援学校としては20校目の開校となる。同校の開校により、利府本校の狭隘化が緩和されること、通学時間の大幅短縮が期待できることとともに、既存の小学校内に開校することから、障害児と健常児との交流を通じ児童同士がお互いを正しく理解し、尊重し合う地域社会の形成が促進されるもの

と考えているところである。

次に、「2. 児童・施設等の状況」について、富谷校は定員45名の小学部を設置し、重複障害児童が学ぶ教室を3教室、単一障害児童が学ぶ教室を6教室配置するほか、集会室、保健室、自立活動室、職員室を配置し、合計で13教室の配置となるものである。児童数について、平成23年度は17名でのスタートとなり、男女の内訳は、男子が12名、女子が5名となる。なお、市町村別児童数は、仙台市が4名、大和町が10名、富谷町が3名となるものである。

最後に、「3. 今後の予定」について、東日本大震災の影響により開校が遅れていたものであるが、明後日の21日に開校し、25日に開校式を行う予定である。開校式については、震災による復興の最中ではあるものの、入校する児童にとっては晴れの門出となるものであり、富谷町の協力を得て実施したいと考えているものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし。

(3) 平成23年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について

(説明者：高校教育課長)

課長報告(3)配付資料の1ページを御覧願いたい。実施校については、全日制課程75校、定時制課程13校である。「1. 震災に係る対応」について、震災の発生が学力検査実施日の2日後であったため、(1)(2)のとおり、合格発表及び第二次募集の日程を延期し、被害の大きかった高校においては、合格発表の場所及び第二次募集の会場を変更し実施したところである。また、合格発表については、従来の各高校における掲示に加えて、各高校及び高校教育課のホームページにも掲載をしたところである。

「2. 一般入試総括」について、(1)「全日制課程」の一般入試の募集人数は、11,073人に対して13,256人が受検し、昨年より0.04ポイント低い1.20倍の受検倍率となったものである。その結果、10,397人が合格し、合格率は昨年比で1.9ポイント高い78.4%となった。(2)「定時制課程」については、一般入試の募集人数1,018人に対して584人が受検し、昨年より0.08ポイント低い0.57倍の受験倍率となった。その結果、508人が合格し、合格率は昨年比で0.6ポイント低い87.0%であった。

「3. 男女共学となった学校の一般入試合格者数について」は、記載のとおりある。

「4. 第二次募集実施校について」、(1)の「全日制課程」では32校、53学科、696人の募集。(2)の「定時制課程」では12校、19学科、510人の募集であり、(3)の「日程等」により実施したところである。

「5. 第二次募集総括」については記載のとおりとなるが、各高校からの報告を集約しているところであり、詳細については、次回の教育委員会で御報告申し上げる。

「6. 平成24年度入学者選抜日程について」は、記載のとおりである。

個別の高校の詳細については、7ページ以降に掲載のとおりである。

なお、例年御報告している入試全体の分析についても、震災の関係で各高校からの報告期日を延期していることから、次回の教育委員会において御報告申し上げたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし。

(4) 平成23年3月高等学校卒業者の就職内定状況(3月末現在)について

(説明者：高校教育課長)

資料の3ページを御覧願いたい。3月末卒業生20,598名、うち就職希望者4,716名に対して、就職内定者は4,130名で、就職内定率は全体で87.6%となったものである。平成22年度は求人数が少ないにもかかわらず、各校での早い段階からの取り組みにより、2月末までは昨年度を上回る内定状況で推移してきたものであるが、震災の影響もあり、3月12日以降は就職活動を思うようにできない状況になった結果、就職未内定者は586名と例年を上回ることとなった。この中には、震災により採用内定取り消しとなった100名が含まれているものである。

また、3月末時点で、入社時期を4月以降に繰り下げられた卒業生は549名で、そのほか、就業場所の変更等が37名となっているものである。

今後は、繰り下げとなった卒業生も含めて「トライアル23」の活用を呼びかけ、各校での積極的な受入れをお願いしたいと考えているものである。また、ハローワークに集約されている全国各地からの「震災被災者対応求人」や「被災新卒者等対象求人」の活用や昨年度から行われている3年以内既卒者トライアル雇用の活用を促すとともに、交通が遮断されている地域へは出張ハローワークをお願いするなど、関係機関と連携を密にしながら情報提供に努めていきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

今回の被災で、就職の内定が取消しになったという生徒が相当数あり、ハローワーク、出張ハローワークで手厚いケアをしているとは思いますが、この内定取消者への具体的なケアリングはどのようにしているのか。

高 校 教 育 課 長

資料に記載のとおり、内定取消者は100名である。自宅待機者も含めると649名となり、就労場所の配置転換も入れると、影響を受けた人数は686名という非常に大きな数となる。

震災直後は、連絡を取り合うのが難しい状況であったが、採用が内定していた生徒から企業へ、あるいは企業から生徒へと、何とか連絡を取り合っており、互いに連絡が取れない場合は、学校を通じた安否確認等を行うなどの対応を行い、被災の大きかった企業からは学校等に対して「会社自体がなくなった。」「社員の解雇と併せて、新規の採用ができない。」という旨の話を受けていた状況である。そのような中で、就職内定状況にかかる数字が判明していき、今回は、4月14日分までについて御報告申し上げている。

各高校では安否確認と同時に、就職関係の状況確認も進めており、当課で進めている「トライアル23」未就職者対策で、学校で働きながら研修を受け、新たな就業機会を求めていくという対応をしているところである。

今後は、知事の事務部局の経済商工観光部や宮城労働局等の関係機関とも協力しながら、未就職者や震災影響を受けた内定取消者等の就職を支援していきたいと考えている。企業の中には、学校ではなく直接当課に、「被災した新規卒業者を積極的に採用したい。」という申出があり、分野を指定して何名の採用という内容の話が来ている。その該当分野の卒業生については、学校を通して紹介するなどの支援を行っているものである。

佐 々 木 委 員

先ほどの入学者選抜の話にもなるが伺いたい。今回の震災で、高等学校に合格しているが、入学できなくなったり、あるいは経済的に学業を継続できなくなり、急遽、「就職活動」へという子どもたちの動きはどうなっているのか。

高 校 教 育 課 長

非常に残念なことであるが、高校に合格しながら、今回の震災で亡くなってしまった生徒がいるほか、学業の継続が難しい状況の合格者もいるであろうと想定しているところである。

入学前の予備登校を通じて聴き取り等を進めており、特に沿岸部の学校においては、入学手続きの中で、その状況を確認しているということになる。事前に入学辞退した生徒たちも含めて、今後、調査を行わなければならないと考えている。

何らかの形で、学業の継続ができるよう支援していきたいと考えているところであり、この関係の数字がまとまってきたところで、御報告申し上げたい。

11 次回教育委員会の開催日程について

委員長 | 次回の定例会は、平成23年5月17日（火）午後1時30分から開会する。

12 閉会 午後3時20分

平成23年5月17日

署名委員

署名委員